

# 資料

## 1 富士市福祉計画推進会議委員名簿

	氏 名	所 属 先
委員長	松 本 玲 子	富士市社会福祉協議会
副委員長	松 野 俊 一	富士市町内会連合会
委 員	渡 邊 明 男	富士市生涯学習推進会連合会
委 員	渡 邊 廣 行	富士市健康推進会
委 員	木 村 勉	富士市民生委員児童委員協議会
委 員	槇 野 恵 子	NPO法人富士市手をつなぐ育成会
委 員	大 箒 陽	富士市悠容クラブ連絡会
委 員	青 柳 正	富士市ボランティア連絡会
委 員	片 田 美 雪	富士市単親家庭の会
委 員	朝比奈 敏 行	富士市身体障害者福祉会
委 員	古 曳 本市郎	富士市地区福祉推進会連絡会
委 員	深 澤 健 一	富士市民間社会福祉施設連絡会
委 員	内 藤 栄 一	富士市民間保育園連盟
委 員	渡 邊 正 規	富士市医師会
委 員	近 藤 正 明	富士市歯科医師会
委 員	羽二生 尚 身	富士市薬剤師会
委 員	高 木 啓	公益財団法人 復康会鷹岡病院
委 員	正 木 英 恵	市民公募
委 員	望 月 由妃子	市民公募
委 員	太 田 守	富士市福祉部長

## 2 富士市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 先
委員長	小林 浩 幸	福祉部福祉総務課長
副委員長	渡 邊 浩 仁	福祉部福祉総務課調整主幹
委 員	小 山 直 樹	総務部企画課主幹
委 員	佐 野 幸 利	総務部防災危機管理課統括主幹
委 員	鳥 居 義 忠	財政部財政課主幹
委 員	芦 澤 秀 樹	市民部まちづくり課主幹
委 員	中 村 誠	市民部市民協働課主幹
委 員	影 山 英 之	市民部市民安全課統括主幹
委 員	加 藤 克 樹	市民部多文化・男女共同参画課統括主幹
委 員	稻 葉 清 美	保健部健康対策課統括主幹
委 員	今 村 大 延	保健部高齢者介護支援課統括主幹
委 員	渡 辺 明 芳	産業経済部商業労政課主幹
委 員	久 保 博 司	都市整備部都市計画課主幹
委 員	本 多 成 明	都市整備部住宅政策課統括主幹
委 員	加 藤 善 規	教育委員会学校教育課統括主幹
委 員	佐 野 友 樹	教育委員会社会教育課主幹
委 員	高 橋 啓 理	福祉部障害福祉課主幹
委 員	沓 澤 真 弓	福祉部こども家庭課統括主幹
委 員	春 山 辰 巳	福祉部こども未来課統括主幹
委 員	稻 岡 宏 昭	富士市社会福祉協議会地域福祉係長

## 3 用語解説

### あ

#### インリーダー

子ども会活動における小学校高学年のリーダーのことをいいます。

#### NPO

「Nonprofit Organization」の略で「民間非営利組織」と訳す。政府や企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う組織や団体のことです。

#### f きゃる（若者のためのキャリアデザイン支援室）

富士市が開設している若者の就労支援機関です。15歳から40歳未満の若者の皆さんを対象とした就職支援（就職相談などの個別サポート）、学校が行うキャリア教育のサポートを行っています。

### か

#### 協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することです。

#### キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座で講師役を務める人。キャラバン・メイト養成研修を修了した人がその役割を担います。

#### 圏域

限られた一定の範囲を指します。

#### 高齢者地域支援窓口

身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための高齢者の相談窓口です。

#### 子育て支援センター（地域子育て支援センター）

市が保育園などを指定し、地域の子育て家庭の育児不安を解消するための相談や子育て講座の開催、子育てサークルの育成・支援などを行う施設のことです。

#### 心のバリアフリー

心のバリアとは「知らないこと・知ろうとしないこと」、「知っていても理解しようとしていないこと」、「障害者は・・・だというような決めつけ」のことであり、知識不足、認識のゆがみ、誤解、偏見、経験不足などが原因で、対等に、人格を尊重してつき合えないことを指し、心のバリアフリーとはこのような心のバリアを解消することです。

#### 心のユニバーサルデザイン

例えば、歩道に自転車が放置されていると、歩道が狭くなるし、点字ブロック（視覚に障害のある人の誘導用のもの）もふさがれてしまいます。すると、視覚に障害のある人やベビーカーを押している人、大きな荷物を持った人など皆が困ります。せっかく整備した歩道も台無しです。自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りをする、それが、心のユニバーサルデザインです。

#### コミュニティ交通

公共交通が不便な地域の移動手段の確保などを目的に、自治体や地域住民が関与して運行される交通機関のことです。

## さ

### 災害時要援護者（避難行動要支援者）

高齢者など災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいいます。これまでは「災害時要援護者」と呼ばれてきましたが、平成25年6月の災害対策基本法の改正より、防災施策において、特に配慮を要する人を「要配慮者」、災害発生時の避難等に特に支援を要する人を「避難行動要支援者」と呼ぶようになりました。

### 在宅高齢者実態調査

在宅の70歳以上の高齢者のみの世帯などを対象に、毎年7月1日を基準として民生委員児童委員が世帯状況の調査を行っています。調査により、支援を必要としている方については、地域包括支援センター職員の訪問・見守りや、在宅福祉サービスや介護保険サービスの利用につなげます。また、『災害時要援護者名簿の作成』『火災予防運動』『歳末たすけあい運動』に活用されます。

### 市民活動センター

市民の自主的で公益的な活動を促進するため、さまざまな分野の市民活動が活発に行われるように活動の場や交流、連携の場を提供する拠点施設で、相談、助言、情報提供などが行われています。吉原本町商店街にある「ラクロス吉原」の2階にあります。

### ジュニアリーダー

子ども会活動が円滑に進むように支援する中学生や高校生リーダーのことをいいます。

### 障害者相談支援事業所

障害がある人やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行います。

### 消費生活センター

市役所3階にあり、消費生活に関する苦情や問い合わせなどの相談について、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。また、消費者の自立を支援するため、出前講座などの消費者教育を実施しています。

### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等のために判断能力が十分でない人が、日常生活での契約などで不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぐため、一定の決められた人が判断能力を補い、権利と財産を保護する制度です。

### セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、最低限の生活を続けられるようにする生活保護等の社会保障制度を指します。

## た

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ

とができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。簡単にいうと、女性も男性も一人ひとりが大切にされ、社会の対等な構成員として喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を最大限に発揮できるような社会のことです。

### 地域福祉

市民一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、ともに支え合い、助け合いながら、誰もが対等で住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らし続けることをめざすものです。

### 地域包括ケアシステム

介護を必要とする高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、支援体制を充実すること。具体的には、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があり、それらを土台として、専門職による「医療・介護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役目を果たすようにしていくしくみです。

### 地域包括支援センター

介護予防サービスのケアプラン作成、高齢者やその家族からの相談への対応、高齢者虐待防止や成年後見制度利用支援などの権利擁護、ケアマネジャーの支援など地域や介護の中核拠点です。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどが地域のさまざまな社会資源と連携して事業を進めます。

### 地区福祉推進会

概ね小学校単位で「だれもが安心して暮らせる福祉のまち」をめざし、地域の実情に応じた地域福祉活動を進めるための住民組織です。社会福祉協議会が事務局を行っています。

### DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親しい関係にある人から受ける身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力のことをいいます。

## な

### 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人です。

## は

### ピアカウンセリング

何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（又は経験した）人同士が、対等な立場で同じ仲間として行われる相談です。仲間からサポートされていると感じる場にいることで、効果的に援助しあったり、悩みの解決につながったりできるのです。

### 富士市福祉計画推進会議

地域住民組織、福祉関係団体、社会福祉施設、保健医療関係団体の代表者、学識経験者、行政機関の職員で構成され、富士市地域福祉計画、富士市高齢者保健福祉計画、富士市障害者計画・富士市障害福祉計画の推進について検討協議するために平成6年に発足しています。

### ふれあい・いきいきサロン

高齢者や障害のある人を中心に、ボランティアとともに「身近で、気軽に、楽しいひととき」を過ごすところです。

### ふれあい協力員（制度）

地域の人々が、学習活動や校外学習、学校行事等に参加して、子どもたちの学習や安全確保に協力し、地域ぐるみで豊かな心を持ったたくましい子どもを育てていこうとするものです。

### ふれあい昼食会

外出する機会の少ない高齢者等を対象に、まちづくりセンター等において、昼食をとりながら、ふれあいや交流を図り、楽しい時間を過ごします。

### ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする方とをつなげボランティア活動の輪を広げ、活動に関する情報の提供や発信、相談を受ける拠点で、富士市フィランセ東館3階にあります。

## や

### ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。